

「長野県SDGs推進企業登録制度 登録マーク使用ガイドライン」

2019.7 長野県

「長野県SDGs推進企業登録制度」登録マークの使用にあたって

長野県SDGs推進企業登録制度に登録した企業等は、登録マーク（以下、「長野県SDGs推進企業登録マーク」と記載）を商用目的では使用しないこととし、「長野県SDGs推進企業登録制度登録マーク使用規程」及び本ガイドラインに拠るものとする。

また、併せて「持続可能な開発目標 カラーホイールを含むSDGsロゴと17のアイコンの使用ガイドライン」（国際連合広報局）に留意するものとする。

長野県SDGs推進企業登録マークの種類

1 登録マークA



1-1 長野県バージョン



1-2 山バージョン

注1 マークのサイズは10mm～50mm程度の大きさとする

注2 バランス、色、組合せ、画像の追加などの変更は、一切行えないものとする。

2 登録マークB



2-1 長野県バージョン



2-2 山バージョン

注1 マークのサイズは15mm×50mm程度の大きさとする

注2 バランス、色、組合せ、画像の追加などの変更は、一切行えないものとする。

使用規程第3条第1項第1号による「商用目的」の解釈について

1 商用目的での使用に該当せず、使用可能なケース

使用可能とする考え方：登録マークの使用がSDGsを推進する企業等であること及びその企業等が取り組む活動のPRを目的としていること

[判断基準]

- ①登録企業であることをPRする目的で使用されているか
- ②活動をPRする目的で使用されているか

[使用方法の例示]

- 名刺
- 企業ホームページ
- 企業パンフレット
- 社員証、社員用制服・ユニフォーム
- 社用車
- 各種イベント（看板、パンフレット等） など

2 商用目的での使用に該当し、使用不可のケース

[判断基準]

主に商品自体のPRとなっている

[使用方法の例示]

- ×JIS、JAS、FSCマーク等のように、商品そのものに一定のお墨付きを与えるような使用方法
- ×登録マークを付けることで、一定の品質・効能を有しているかのようにうたい、消費者が困惑する使用方法